

# 奈良市老人福祉計画及び 第6期介護保険事業計画 概要版

## 基本理念

### 住み慣れた地域で 誰もが安心していきいきと暮らせる 地域包括ケアシステムの構築を目指して

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年に始まった介護保険制度ですが、高齢者人口の増加にともない、これまでの制度だけでは高齢者を支えることが困難な状況になりつつあります。

今後もこの制度を継続させていくためには、介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者を地域で支援していく地域包括ケアシステムの構築が重要となってきます。

さらに、元気な高齢者が地域社会の一員として、地域社会を支える役割を担っていただくことが期待されます。

市民、関係団体、行政が協働し、自助・互助・共助・公助のそれぞれが果たす役割を意識しながら、高齢者がいきいきと安心して暮らせる奈良市を築いていきましょう。



平成27年3月  
奈良市

## はじめに

わが国では、人口減少が続くなか少子高齢化が進み、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会となっています。

本市におきましても、同様に4人に1人が高齢者となっており、10年後には3人に1人という状況になると見込まれます。

このような状況において、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、地域のつながりを大切にしながら、誰もが生きがいを持って、健康で元気に生活ができる環境を整えることが重要であり、そのためには、シニア世代がお持ちのさまざまな経験や知識を地域の中で活かし、さらなる活躍をしていただける仕組みづくりが必要となってまいります。

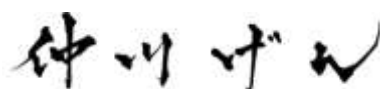
今回の計画では、「住み慣れた地域で誰もが安心していきいきと暮らせる地域包括ケアシステムの構築を目指して」を基本理念とし、団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するための施策に取り組み、いつまでも住み続けたい安寧の地を目指してまいります。

本計画の推進にあたりましては、行政だけではなく、市民の皆さまをはじめ関係機関や団体などが互いに連携することが大切であると考えておりますので、よりいっそうのご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、アンケート調査・パブリックコメント等により貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆さま、また、本計画の策定にあたり熱心にご審議をいただきました高齢者保健福祉推進協議会の委員の皆さま及び社会福祉審議会の委員の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成27年3月

奈良市長



# 2025年度を見通した介護保険の計画

## 計画の趣旨

本市では、これまで「高齢者が心豊かな生活を送ることができるための自立支援と尊厳の保持」を基本理念として、老人福祉の推進と介護保険の円滑な運営に努めてきました。第3期、第4期に続く第5期介護保険事業計画では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指し、必要な取組をスタートさせています。

今回の第6期介護保険事業計画は、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年（平成37年）に向け、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進等の地域支援事業の充実、新しい総合事業に積極的に取り組み、地域包括ケアシステムの構築を本格的に進める計画として策定しました。

## 計画の法的位置づけ

この計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

計画の策定にあたっては、奈良市総合計画を上位計画として、奈良市地域福祉計画等関連計画と整合を図るものです。

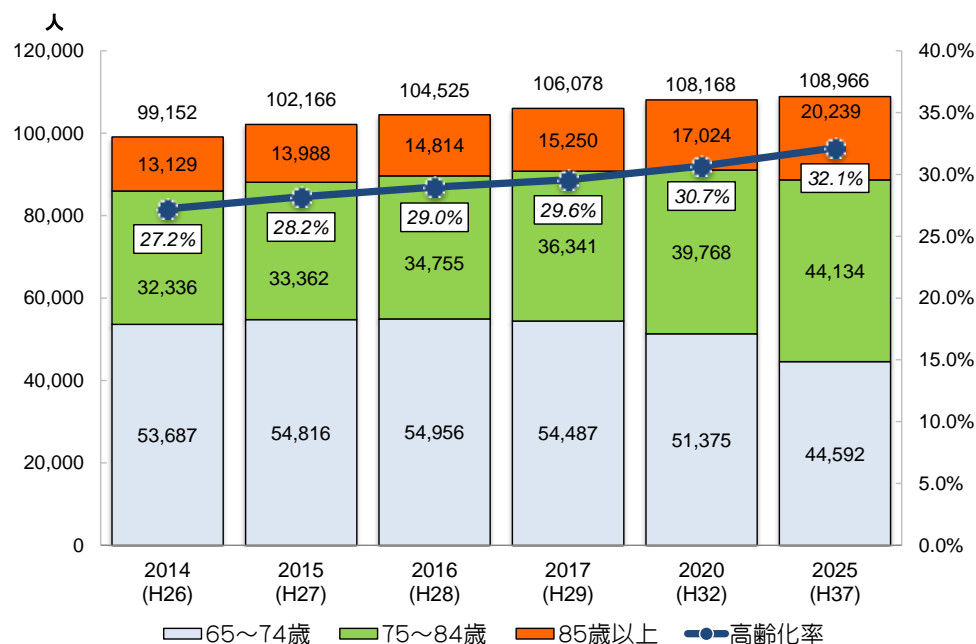
## 計画の期間

本計画の期間は、2015年度（平成27年度）から2017年度（平成29年度）までの3年間とします。

また、本計画では「団塊の世代」が後期高齢者（75歳）となる2025年度（平成37年度）までのサービス水準、給付費や保険料水準などを推計し、中長期的な視野に立った施策の展開と第6期の目標を明らかにします。

### ■高齢化の見込み

今後高齢化が進み、2025年には高齢化率が32.1%となる見込みです。



# 目標となる指標を定め、計画を推進していきます

## 地域支援事業の推進

指 標		第5期 実績			第6期 目標値			長期 目標値	
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
地域包括支援センター設置数	箇所	11	11	11	11	11	13	13	13
認知症地域支援推進員の配置人数	人	1	1	1	11	11	13	13	13
認知症サポーター数	人	4,528	5,998	8,000	9,500	11,000	12,500	17,000	26,000
認知症キャラバン・メイト数	人	165	183	193	200	210	220	250	300
地域包括支援センターにおける相談件数	件	29,829	30,936	35,112	39,800	45,200	51,300	75,000	141,300
介護サービス事業者への実地指導・監査件数	件	113	117	119	120	120	120	130	130
住宅改修及び福祉用具購入・貸与者への訪問調査件数	件	12	16	12	20	20	20	30	30
給付費通知の発送人数	人	-	13,256	14,310	15,000	16,000	17,000	20,000	22,000

## 介護サービスの提供

指 標		第5期 実績			第6期 目標値			長期 目標値	
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
地域密着型サービス事業者	事業者数	49	55	64	70	77	80	82	84

## 介護保険以外の福祉施策

指 標		第5期 実績			第6期 目標値			長期 目標値	
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
老人福祉センターの利用者数（年間延人数）	人	181,417	176,557	180,000	183,000	187,000	190,000	200,000	200,000
シルバー人材センター延就業人数	人	86,618	91,601	81,300	83,000	84,000	85,000	88,000	90,000
公民館高齢者向事業受講者実数	人	5,858	5,761	8,666	8,700	8,800	8,900	9,200	9,500

# 基本施策 1

## 介護予防の推進

新たな介護予防事業として、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業を推進するとともに、高齢者リハビリテーションの理念のもとに地域リハビリテーション活動支援事業を推進し、より効果的な介護予防事業の推進や、高齢者の自立支援のための体制の構築を図ります。

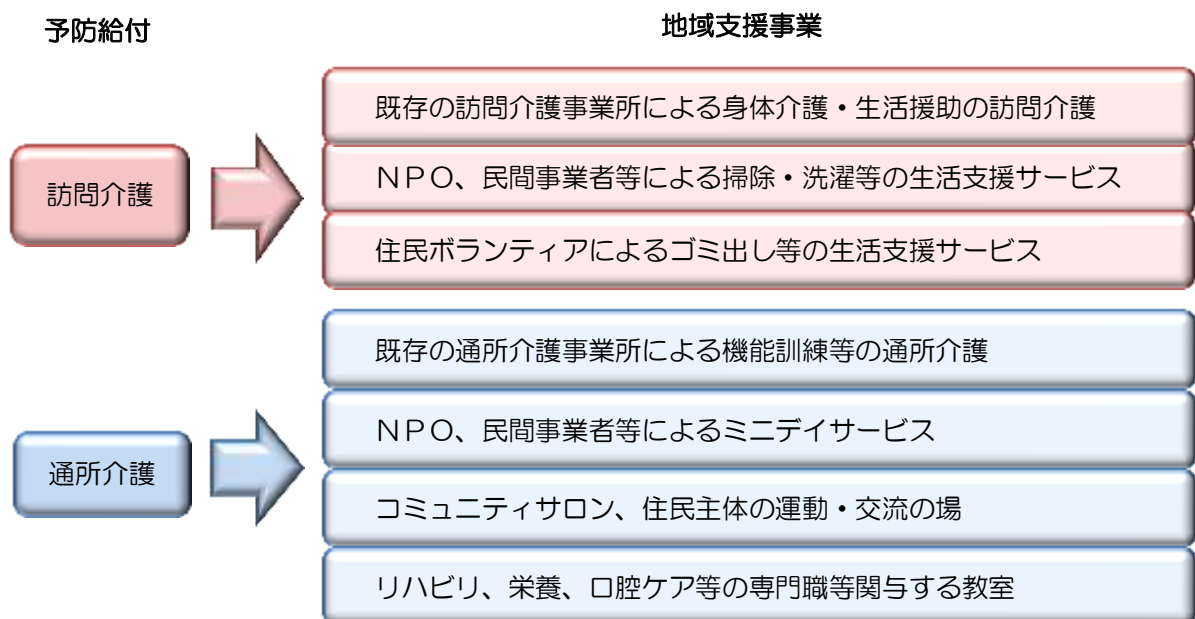
### ■新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施

平成 29 年度からの介護予防・日常生活支援総合事業実施に向け、生活支援コーディネーターを配置し、協議体と協働しながら介護予防・日常生活支援総合事業サービスの充実を図ります。

### ■一般介護予防事業の実施

新しい介護予防事業では、一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直すとともに、介護予防を機能強化する観点から高齢者リハビリテーションの考え方にたった新事業を追加します。

- 介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 一般介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業



## 基本施策2

### 在宅医療・介護連携の推進

高度急性期状態から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を行うことを目指した在宅医療・介護連携の推進が求められることから、奈良市医師会等の協力を得つつ、専門的な人材の確保、在宅医療提供体制の構築、かかりつけ医の普及・定着など、在宅医療・介護連携推進のための体制充実を図ります。

- 在宅医療や看取りの希望をかなえるための人材（医師、看護師など）の確保に努めます。
- 在宅医療の環境整備のため、在宅療養支援病院、診療所が医療法で定義され、連携拠点機能や急変時に対応できる在宅医療提供体制の構築、介護を行う家族への支援などを促進します。在宅療養支援の中心的な役割を担う「かかりつけ医」の普及・定着を促進するとともに、急性期や回復期の医療機関との連携強化を図ります。
- 在宅介護や施設などでの看取りが、少しでもスムーズに進むように、多職種連携ができる体制を構築します。



## 基本施策3

### 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、早期診断・早期対応等を行う医療機関等と連携しながら、認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員の増員、認知症サポーターの養成、認知症キャラバン・メイトの活動支援、認知症ケアパスの作成など、認知症の状態に応じた相談・支援体制と認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

- 認知症に関する相談に対して、早期の対応と支援を行うために、専門医や多職種で構成する認知症初期集中支援チームを設置し、地域の実情に応じた認知症施策の推進を図るために配置されている認知症地域支援推進員との連携を図ります。
- 認知症の正しい知識を普及するための認知症サポーターの養成やキャラバン・メイトの活動支援等、住民への啓発活動を継続して推進し、認知症の人やその家族にやさしい地域づくりに積極的に取り組みます。
- 厚労省より示された、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に鑑み、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて取り組みます。

地域包括ケアシステムを構築するうえで重要な役割を担っている地域包括支援センターについては、高齢化の進展に伴う相談件数の増加に対応するとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備、地域ケア会議の充実など新しい地域支援事業に対応するため、適切な人材配置の充実、多職種連携の充実など、事業者や地域との協働によって地域包括支援センターの機能強化を図ります。

今後、高齢者の増加だけでなく、介護予防・日常生活支援総合事業の実施等を考慮し、計画的また広域的に将来を見据えた形での適正な人員体制等、包括の分割も検討していきます。

### ■総合相談支援事業

地域包括支援センターを中心に、地域におけるネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活実態等を幅広く把握し、相談を受け、適切なサービスまたは制度の利用につなげる等の支援を行います。

### ■権利擁護事業

高齢者の尊厳と権利利益を守り、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるようにするため、成年後見制度の利用支援や、高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見、消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護に関する相談・支援が必要不可欠です。

	名 称	住 所	TEL FAX	地域活動単位である 小学校区
1	若草 地域包括支援センター	船橋町1番地の1	25-2345 23-2346	鼓阪北、鼓阪、佐保
2	三笠 地域包括支援センター	二条大路南1-3-1 1F-3F・4F・5階	33-6622 30-6380	大宮、佐保川、榑井、 大安寺西
3	春日・飛鳥 地域包括支援センター	西木辻町110-4	20-2516 20-2517	済美、済美南、大安寺、飛鳥
4	都南 地域包括支援センター	古市町1327番地6 フォレストヒルズ奈良	50-2288 61-2299	辰市、明治、東市、帯解、 精華
5	平城 地域包括支援センター	右京1丁目3-4サントウンプラザ すずらん館2階	70-6777 70-6778	神功、右京、朱雀、左京、 佐保台、平城西、平城
6	京西・都跡 地域包括支援センター	六条2丁目2-10	52-3010 48-7234	伏見南、六条、都跡
7	伏見 地域包括支援センター	西大寺南町1-17 西田ビル2階	45-1671 45-1675	あやめ池（学園南以外）、 西大寺北、伏見
8	二名 地域包括支援センター	鶴舞東町1-20-2	43-1280 43-1281	鶴舞、青和、二名、富雄北
9	登美ヶ丘 地域包括支援センター	中登美ヶ丘 1-1994-3 D20-104	51-0012 51-0013	東登美ヶ丘、登美ヶ丘
10	富雄 地域包括支援センター	大倭町2-22	52-2051 46-2012	鳥見、富雄第三、三碓、 富雄南、あやめ池（学園南）
11	東部 地域包括支援センター	茗荷町774-1	81-5720 81-5721	田原、柳生、興東、並松、都祁、 吐山、六郷、月ヶ瀬

# 基本施策5

## 介護サービスの充実

在宅生活の限界点をどのように高めていくかという視点から、認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの充実や、医療と介護の連携、高齢者の住まいの確保など、介護が必要となっても現在の住居や地域で暮らせる介護サービスの整備を図ります。

### ■介護サービス基盤の整備

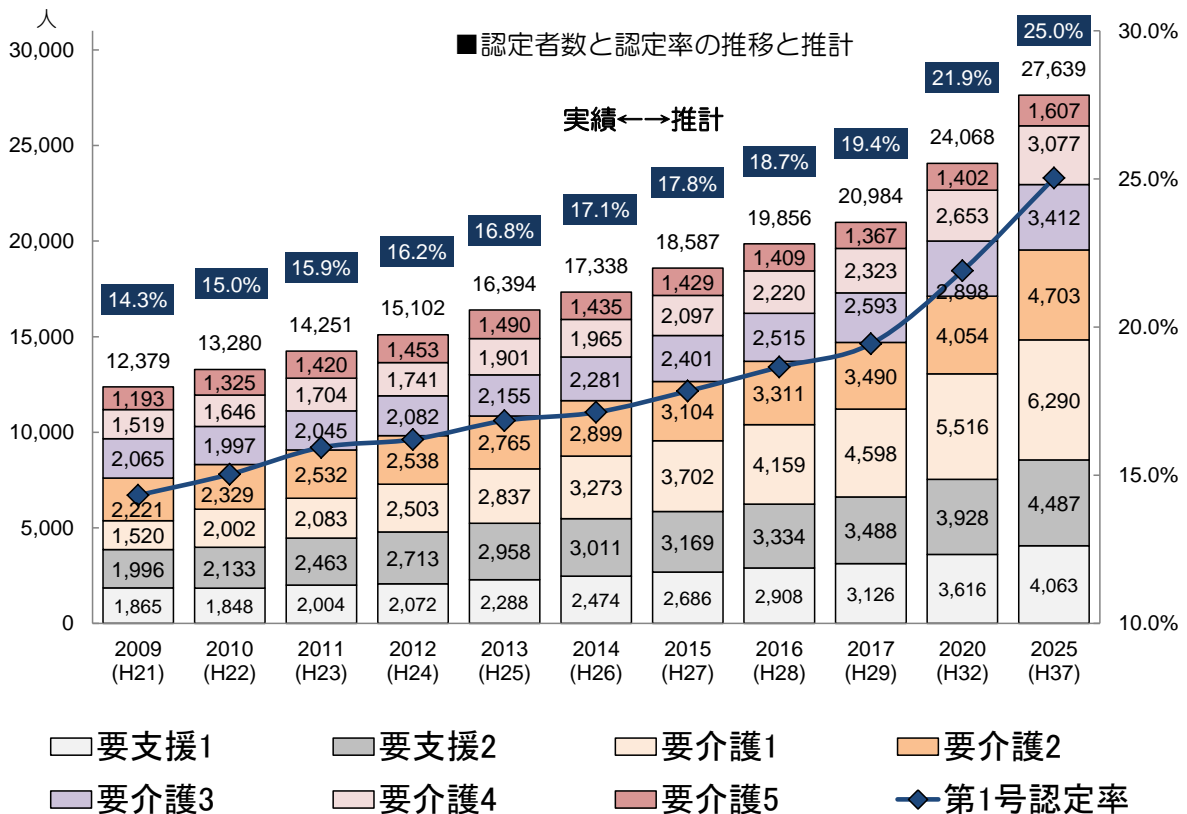
家庭に近い居住環境が提供できる在宅サービスについては、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護などの基盤整備の推進を図っていきます。

### ■介護サービスの質の向上

今後も引き続き、利用者が自らの権利や価値観に基づき、より良いサービスを適切に選択することができるよう、また、介護サービス全体の質の向上が図られるよう体制づくりを行っていきます。

### ■介護サービスに関する情報提供

今後も引き続き、市民の主要な情報源となっている「ならしみんだより」や地域包括支援センター、医療機関などあらゆる機関を通じて、多様な情報をわかりやすく提供するよう努めていきます。



※各年10月1日現在



一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯など、生活支援を必要とする高齢者の増加に対応するため、ボランティア等生活支援サービスの担い手の養成や発掘、地域資源の開発やネットワーク化に取り組む生活支援コーディネーターの配置、多様なサービスの実施主体の情報共有、連携・共働を行う協議体の設置などを行い、生活支援サービスの提供体制の整備を進めます。

### ■生活支援サービスの体制整備

ボランティア等生活支援サービスの担い手の養成や発掘、地域資源の開発やネットワーク化に取り組む生活支援コーディネーターの配置、多様なサービスの実施主体の情報共有、連携・共働を行う協議体の設置などを行い、生活支援サービスの提供体制の整備を進めます。

### ■任意事業やその他の事業の実施

要介護状態等にある高齢者の心身状態の維持改善や重症化の予防を図り、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに要介護等高齢者やその家族に対する支援を行います。

- 家族介護支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 地域自立生活支援事業
- 要援護在宅高齢者配食サービス事業
- 緊急通報システム事業

### ■介護保険以外の福祉施策

#### ◇養護老人ホーム・軽費老人ホーム

介護保険施設以外で、何らかの理由により在宅生活が困難となった高齢者が入所する施設です。

#### ◇在宅福祉事業

高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険サービスや地域支援事業以外に在宅福祉施策として以下の事業を実施します。

- 日常生活保安用具給付事業
- 訪問理美容サービス事業

#### ◇社会参加

高齢者の積極的な社会参加を促すため、その拠点となる老人福祉センター、老人憩の家などの整備に努めていきます。また、あわせて、万年青年クラブへの活動の助成と、高齢者の社会参加活動の支援を行います。

#### ◇就業

高齢者のもつ能力をいろいろな分野で活用し地域の活性化につなげられるよう、公益社団法人奈良市シルバー人材センターにおいて高齢者のもつ能力の発揮できる分野での就業の機会を確保し、活動の場を提供していきます。

#### ◇生涯学習

市民がいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の構築は、高齢者の社会参加の促進や生きがいの形成に有効です。

#### ◇敬老事業

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者が、健やかで生きがいのある生活を送り積極的に社会に参加していけるよう、ななまるカード優遇措置等の事業を行います。

## 基本施策 7

### 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を引き続き推進します。

また、関係機関の効果的な連携の下に、地域住民の協力を得て、交通事故、犯罪、災害等から高齢者を守り、特に一人暮らしや障害を持つ高齢者が安全にかつ安心して生活できる環境づくりを進めます。

#### ■道路・公園

安全性・快適性を高めるため、歩道の再整備（バリアフリー化）を行うとともに、世代間の交流や健康づくりの場としての「より良い公園」づくりに努めていきます。

#### ■移動・交通

高齢者、障がい者等が円滑に移動できるよう「奈良市バリアフリー基本構想」に基づき一体的・総合的な施策を推進するとともに、引き続き、高齢者に対する交通安全教育の強化を図ります。

#### ■防火・防災・防犯

防火・防災意識の高揚はもちろんのこと、防火・防災用具の配布や地域における防火・防災組織の形成、ひとり暮らし高齢者に対し防火訪問などを行います。また、犯罪被害から高齢者を守る施策の整備に努めます。

#### ■住居

市営住宅の整備に際しては、アプローチ及び住戸内の段差解消、手すりの設置等、高齢者が安全で安心して生活できる居住環境の実現を計画的に行います。

## 基本施策 8

### 元気な高齢者が地域を担うまちへ

高齢者が、地域社会の一員として、地域活動に積極的に参画し、地域社会を支える役割を担えるよう、高齢者の安心を支える生活支援等に高齢者自身が参加することも含めて、ボランティア活動など、社会参加を積極的に支援し、地域全体の活性化を図ります。

#### ■地域福祉活動の推進（社会福祉協議会の役割）

各地区に結成されている地区社会福祉協議会（地区社協）を核として、住民主体・参加による様々な地域福祉活動が取り組まれています。地域住民自らのまちづくり計画である全地区の「地区福祉活動計画」を通じて、住民主体によるさらなる地域福祉活動を推進します。

- 小地域ネットワーク活動
- ふれあいサロン活動
- 地域づくり活動（住民自治活動）
- 世代間交流の促進
- 福祉に関する教育の推進
- 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）
- 市民後見人の活用

#### ■ボランティアの育成

奈良市ボランティアセンターを拠点として、様々なボランティア活動に対する支援に取り組みます。

- ボランティア入門講座の開催
- ボランティア活動への支援
- その他ボランティア育成

# 第1号被保険者の介護保険料について

介護保険の財源は、介護保険サービスの利用者の1割負担分（一定以上所得者の場合原則2割負担）を除き、公費（国・県・市の税金）が50%と、40歳以上のみなさんが納めていただく保険料50%で賄われます。第6期における保険料の標準負担割合は、40歳から64歳までの第2号被保険者負担分が28%、65歳以上の第1号被保険者負担分が22%となっています。前期高齢者と後期高齢者の割合および高齢者の市町村間の所得格差を調整するために財政調整交付金があり、標準は5%ですが、奈良市の場合は平均より裕福な高齢者が多いため約3.6%となり、5%から足りない約1.4%は第1号被保険者が賄うこととなります。

この23.4%分の費用を、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の推計人数で割ることにより、一人あたりの保険料基準額（第5段階）が決まります。

今後の3年間の給付費総額は834.7億円を超えると推計されました。834.7億円に第1号被保険者負担割合23.4%を乗じて3年間の第1号被保険者数で除した単純計算によると、保険料基準月額額は5,204円になります。

$$(834.7 \text{ 億円} \times 23.4\% \div 312,769 \text{ 人} \div 12 \text{ カ月} = 5,204 \text{ 円/月})$$

一方、介護保険料を抑える要素として、過去の保険料をプールしてある介護給付費準備基金があり、これを5億円取り崩すことにより基準保険料を130円引き下げることとなります。

また、できるだけ被保険者全体の介護保険料の負担が上昇しないことを基本として、13段階の設定を行うことにより、所得に応じた負担のバランスにきめ細かく配慮し、介護保険料の上昇を抑えるよう努めました。

その他の係数や保険料収納率を考慮した結果、第6期の基準保険料月額は4,924円となりました。介護保険料の基準月額を第5期と比較すると、4,705円から219円の上昇となりました。

なお、第6期では、低所得者の保険料軽減を拡充するため、給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大するなどの国の措置がとられます。

## 全体の高齢者人口、認定者数、給付費の推計

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3年間の合計
人口	362,405人	360,784人	358,728人	1,081,918人
高齢者数（65歳以上）	102,166人	104,525人	106,078人	312,769人
認定者数	18,587人	19,856人	20,984人	59,427人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3年間の合計
標準給付費	25,784,419,785円	27,379,345,368円	28,317,270,951円	81,481,036,104円
地域支援事業費	449,242,000円	495,295,000円	1,049,367,000円	1,993,904,000円
給付費総額	26,233,661,785円	27,874,640,368円	29,366,637,951円	83,474,940,104円

# 平成 27 年度からの第 1 号被保険者の介護保険料はこうなります

## 保険料の段階区分と年間保険料

区 分		基準額に 対する 割合	軽減後 の割合	第6期介護保険料額
第 1 段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	0.50	0.45	26,600 円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と 合計所得金額の合計が 80 万円以下の方		※(0.30)	(17,700 円)
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と 合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	0.70	0.70 ※(0.45)	41,400 円 (26,600 円)
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第 1 段階・第 2 段階に該当しない方	0.70	0.70 ※(0.65)	41,400 円 (38,400 円)
第 4 段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金等の収入金額と合計所得金額 の合計が 80 万円以下の方 (同一世帯に課税されている方がいる)	0.90		53,200 円
第 5 段階	本人が市町村民税非課税で、第 4 段階に該当しない方 (同一世帯に 課税されている方がいる)	1.00		59,100 円
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	1.15		68,000 円
第 7 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 190 万円未満の方	1.25		73,900 円
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 290 万円未満の方	1.50		88,600 円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 400 万円未満の方	1.70		100,400 円
第 10 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 600 万円未満の方	1.80		106,400 円
第 11 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 800 万円未満の方	1.90		112,300 円
第 12 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円未満の方	2.10		124,100 円
第 13 段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上の方	2.30		135,900 円

※平成 29 年度については、低所得者の保険料の軽減が強化される予定。

奈良市老人福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画 概要版

平成 27 年 (2015 年) 3 月

発行 奈良市保健福祉部 介護福祉課 長寿福祉課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号